平成22年度の国保制度見直し案(骨子)

- (1) 国保財政基盤強化策等(暫定措置)の延長
- (2) 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進
- (3) 市町村国保の保険料(税)のあり方
 - ① 市町村の実情に応じた保険料(税)の設定
 - ② 非自発的失業者の保険料(税)の軽減

(1) 国保財政基盤強化策(暫定措置)の延長

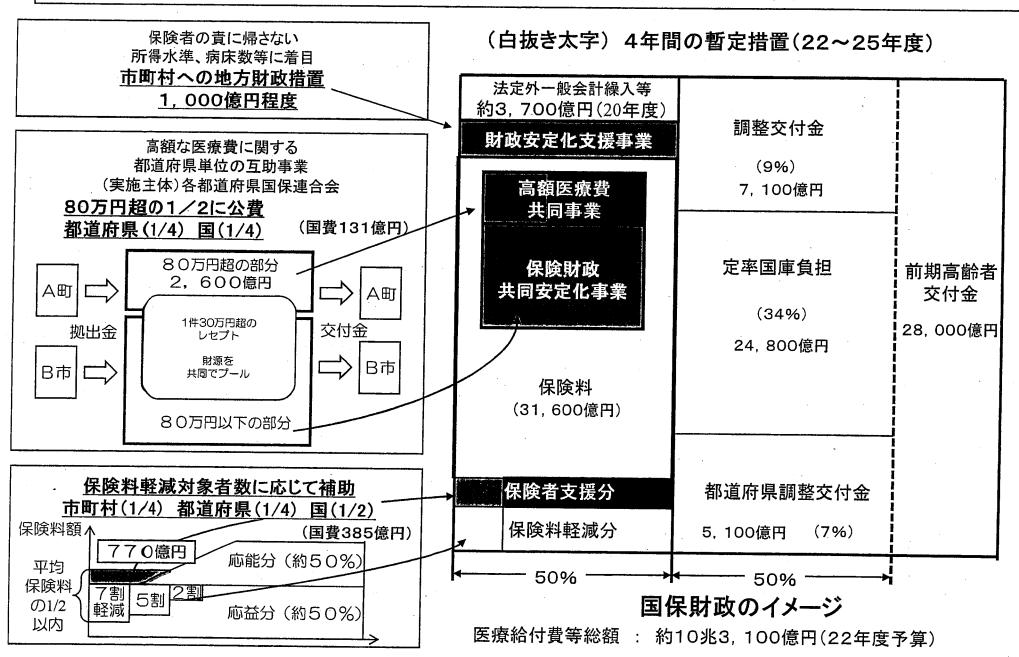
市町村国保の財政運営については、今後とも、厳しい状況が続くものと見込まれることから、平成22年度から平成25年度までの4年間、下記のとおり、財政基盤強化策を継続実施する。

なお、新たな高齢者医療制度の検討に合わせて、必要に応じ、途中年度でも、財政基盤強化策の見直しを行う。

1 高額医療費共同事業の継続

- 一件80万円を超える医療費についての都道府県単位での再保険事業 (負担区分)市町村国保1/2、都道府県1/4、国1/4
- 2 保険財政共同安定化事業の見直し(都道府県の役割と権限の強化)
 - 一件30万円を超える医療費についての都道府県単位での再保険事業
 - 保険料平準化や国保財政の広域化等の観点から、都道府県が次の内容について「広域化等支援方針(仮称)」で定めることができるようにする。
 - ・事業の対象となる医療費の額(30万円以下でも可)
 - ・市町村国保からの拠出金の拠出方法の基準
- 3 保険者支援制度の継続
 - 低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援 (負担区分)国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 4 国保財政安定化支援事業の継続
 - 〇 市町村の一般会計から国保特会への繰入れを地方財政措置で支援(1,000億円程度)

国保財政基盤強化策の概要(平成22年度)



(2) 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進

現 状

- 都道府県は、国保事業の運営が健全に行われるよう市町村を指導。
- 広域化等支援基金や都道府県調整交付金の配分を通じて、保険運営の広域化に一定の役割。

平成18年医療制度改革

- 市町村国保では、保険財政の広域化の観点から都道府県単位の再保険事業(保険財政共同安定化事業)を創設。
- ・ 政管健保(現・協会けんぽ)では、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定。

民主党マニフェスト

「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。」

地方分権改革

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(概要)(平成21年10月7日)
 - 市町村が保険料率の変更や任意給付の創設をする場合などにおける<u>都道府県知事への事前協議義務</u>
 - → 廃止すべき

(法第12条)

- ・ 医療費が著しく高額として厚生労働大臣の指定を受けた市町村による運営安定化計画の策定義務
 - → 廃止すべき

(法第68条の2)

〇 地方分権改革推進要綱(第1次)(抄)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定) 「国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、<u>都道府県の権限と責任の強化</u> とともに、<u>都道府県単位による広域化の推進</u>等について検討し、平成21年度中に結論を得る。」



- 地方分権改革推進委員会第3次勧告で指摘された規定については、<u>勧告に従って廃止。</u>
- 〇 民主党マニフェストで盛り込まれた地域保険としての一元的運用の方向性及び地方分権改革推進要綱の趣旨を踏まえ、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により、以下のことを実施できることとする。
 - ① 保険財政共同安定化事業の拡大(対象医療費の引下げ等)
 - ②「広域化等支援方針(仮称)」の策定
 - ③ 事業運営について改善の必要が認められる市町村に対する助言又は勧告
- 〇 「地域保険としての一元的運用」のあり方については、高齢者医療制度の見直しにあわせて議論を行う。

☆ 「広域化等支援方針(仮称)」のイメージ

都道府県が、市町村の意見を聞きつつ、国保の都道府県単位化に向けた3~5年程度の支援方針を策定。

(1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

(2) 財政運営の広域化

- ·保険財政共同安定化事業 の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

(3) 都道府県内の標準設定

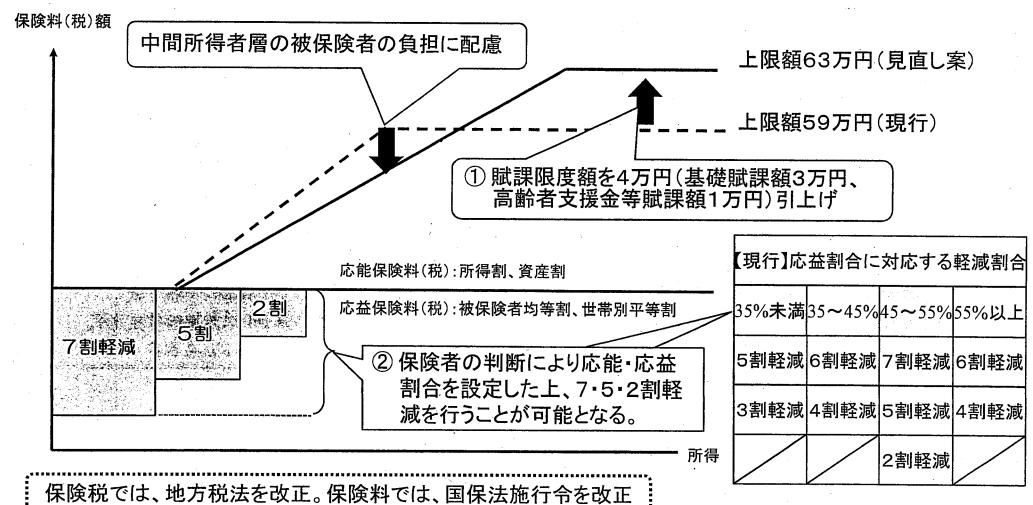
- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など

(参考)「広域化等支援方針(仮称)」が策定ざれた都道府県については、次の措置を講じる。

- ① 保険料収納率が基準を下回る市町村国保に対する国の交付金の減額措置の廃止
- ② 広域化等支援基金の都道府県による使用の容認(広域化等支援方針策定経費への支出等)

(3) 市町村国保の保険料(税)のあり方

- (a) 市町村の実情に応じた保険料(税)の設定
- ① 保険料(税)の保険料賦課限度額を4万円引き上げる。
- ② 保険料(税)を減額賦課する際、応益割合にかかわらず7・5・2割軽減を可能とする。



(b) 非自発的失業者の保険料(税)の軽減

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料(税)の負担軽減策を講じる。【平成22年4月施行】

1. 軽減措置の概要

- ① 次の非自発的失業者の国民健康保険料(税)については、失業時からその翌年度末までの間、 前年所得の給与所得を30/100として算定
 - 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した者)
 - 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した者)
- ② 高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応

2. 保険料(税)の減収に対する措置

- ① 保険基盤安定制度(保険料軽減分・保険者支援分)により、公費負担(国・都道府県・市町村) ※平成22年度要求額 国 約40億円、都道府県 約170億円、市町村 約70億円(地方分は地方財政措置要求)
- ② ①の対象者分については、①の補てんでは不足する平均保険料と軽減後の保険料との差額を 特別調整交付金で補てん
 - ※1①以外の非自発的失業者(65歳以上の者や雇用保険適用外の者など)は、引き続き、条例減免で対応することとし、条例減免に対する特別調整交付金の補てん措置も継続。
 - ※平成22年度所要額 約180億円(見込み)